

日銀シス第32号

2019年4月17日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」の一部改正に関する件

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第63号）の施行に際して元号が改められることに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2019年5月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

別紙

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の
納付に関する規則」 中一部改正

- 第1号書式および第2号書式中、「平成」を削る。